

## 郵政事業のユニバーサルサービスについて②

6

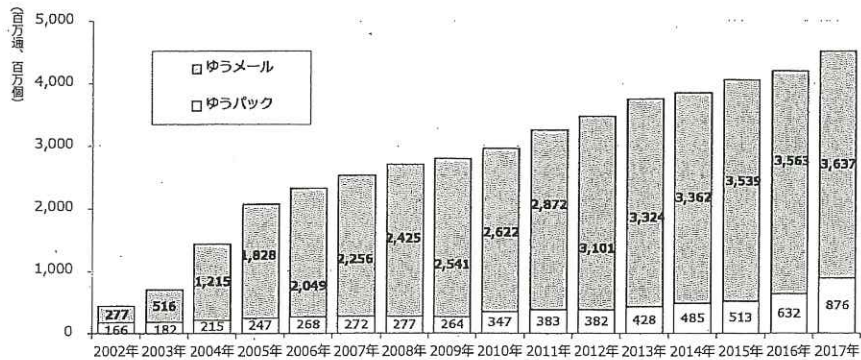
### (1) 郵便のユニバーサルサービス(サービス水準)

サービス水準	
引 受	<b>【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト(郵便差出箱)の設置】</b> <small>&lt;郵便法第70条3項、施行規則第30条2項(郵便業務管理規程の認可基準)&gt;</small> ・日本郵政公社法施行時(15年4月1日)のポスト数を維持(約18万本) ・各市町村等内に満遍なく設置すること ・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること
	<b>【郵便局の設置】</b> <small>&lt;日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条1項~3項&gt;</small> ・日本郵便株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置すること
料 金	<b>【全国均一料金でなるべく安い料金】</b> <small>&lt;郵便法第67条、施行規則第23条&gt;</small> ・郵便料金の事前届出制(第3種、第4種郵便物の料金は認可制) ・最軽量(25g以下)の場合については、80円以下の料金
配 達	<b>【週6日 原則1日1回の配達】</b> <small>&lt;郵便法第70条3項、施行規則第30条3項&gt;</small> ・祝日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと
	<b>【(差し出された日から)原則3日以内に送達】</b> <small>&lt;郵便法第70条3項、施行規則第30条5項&gt;</small> ・以下の地域からの差出しの場合を除き、3日以内に送達 ▶1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る) 2週間以内 ▶上記以外の離島 5日以内
	<b>【全国あまねく戸別(あて所)配達】</b> <small>&lt;郵便法第70条3項、施行規則第30条3項&gt;</small> ・通常の方法により配達できない交通困難地※あての場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること ※冬期の山小屋など、日本郵便株式会社が別に定める地域

配布資料① 2020年11月19日 衆議院総務委員会 日本共産党 本村伸子

出典：2015年2月6日 情報通信審議会郵政政策部会第10回資料10-2-1「郵政事業のユニバーサルサービスの現状について」

(図表1-6) 日本郵便における荷物(ゆうパック、ゆうメール)の引受物数の推移



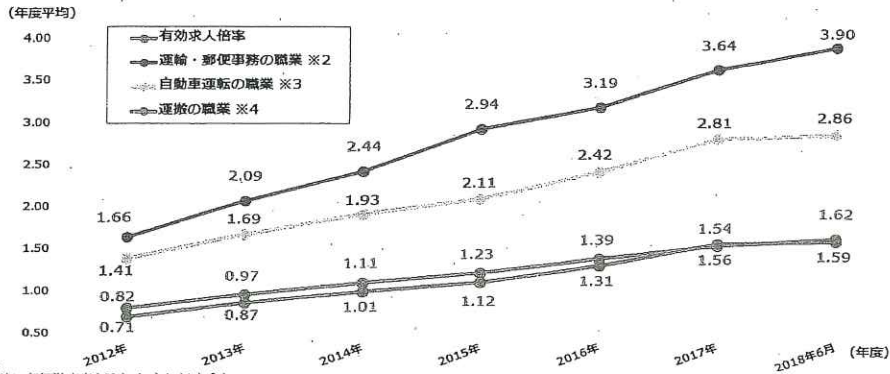
(出典：郵便局活性化委員会第9回 事務局説明資料)

## 2 労働市場の変化

我が国の有効求人倍率は2010年度以降上昇傾向にあり、とりわけ職業別有効求人倍率を見ると、「運輸・郵便事務の職業」の有効求人倍率は3.90倍(2018年6月)で、全体平均(1.62倍(同))と比較して2倍以上の倍率となっており、運輸・郵便業界は人材確保が非常に厳しい状況となっている。

こうした状況は、数年にわたり継続しており、少子高齢化や人口減少も相まって、日本郵便では人手不足が常態化している。加えて、社員を採用できたとしても定着しない場合や、年末年始等の業務繁忙期の対応等、必要な労働力の確保が課題となっている。

(図表1-7) 有効求人倍率<sup>※1</sup>の推移



※1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。  
 ※2 運輸交通機関における、出札・改札、小荷物・貨物の受け渡し手続きなどの仕事、鉄道車両・自動車・船舶・航空機などの運転・運行計画の作成、運転指令などの仕事、及び郵便局における郵便事務の仕事。また、平成24年度は「運輸・通信事務の職業」の数値(平成23年改定時に、項目を再編(一部項目の廃止・新設)して、「運輸・郵便事務の職業」と変更。詳細な変更内容は不明。)  
 ※3 バス・乗用自動車・貨物自動車などの各種の自動車を運転する仕事。  
 ※4 郵便物の集配、貨物・資材・荷物の運搬・積み卸し、荷物・商品などの配達、および品物の梱包の仕事。

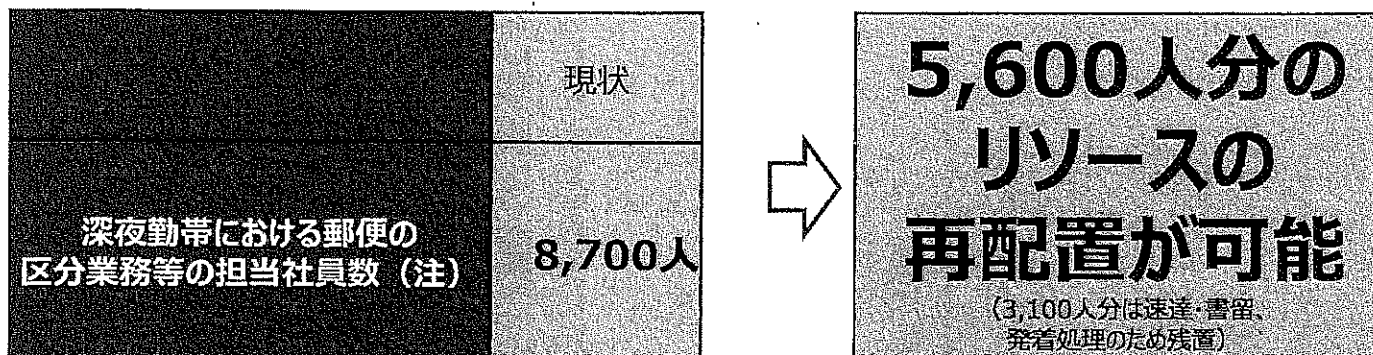
(出典：郵便局活性化委員会第9回 事務局説明資料(厚生労働省「一般職業紹介状況」より作成))

## 送達日数の見直し

- ・ 電子メール等の普及や働き方改革を進めている社会状況を踏まえ、普通扱いの郵便物の送達日数を原則として1日繰り下げることにより、深夜勤帯の労働を日勤帯に移行。
- ・ 送達日数繰下げの実施により、郵便の区分業務等を担当する内務深夜帯勤務者約8,700人のうち、約5,600人分が日勤帯等の別の担当業務に再配置可能。また、運送費も削減可能。

### ○ 制度改正による変化（現時点における試算）

- ・ 内務（送達日数繰下げの実施による変化）



(注) 荷物に係る発着・窓口業務を担当する者を含む。

※ 2017年5月当社調査時の曜日別要員配置の水曜日の配置数（休暇を除く）。

※ 人数はいずれも頭数。